

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和元年11月15日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルディ長泉 駿東郡長泉町下長窪1076

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

城山産業株式会社 駿東郡長泉町下長窪1076 代表取締役 井口昭宏

3 変更事項

施設の運営方法に関する事項

項目		変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	株式会社フードウェイ	10:00~20:00	7:00~23:30
	株式会社ユナイテッドベジーズ		
	株式会社オーエムツーミー		
	株式会社魚喜		
	ほか13者（縦覧による）		
駐車場を利用することができる時間帯	駐車場①	8:30~20:30	6:30~0:00
	駐車場②		
	駐車場③		
	駐車場④		
	駐車場⑤		
荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設①	4:00~20:00	4:00~22:00
	荷さばき施設②		変更なし

4 変更年月日

令和元年12月3日

5 届出年月日

令和元年10月29日